

NCS 防爆通信【10月号(2023)】

株式会社 ●● 様 | エヌ・シー・エス 株式会社 | 2023年10月xx日 現在の情報に基づく

(1) IECEx

改訂の有無	最新版規格(備考:ひとつ前の版も有効)	摘要
無	IEC 60079-0:2017/ISH1:2019/ISH2:2019 /COR1:2020	
無	IEC 60079-1:2014/COR1:2018/ISH1:2020	
無	ISO/IEC 80079-34:2018	
無	ISO 80079-36:2016/COR1:2019	
無	ISO 80079-37:2016	

※AMD=改正版, COR=正誤表 [AMD 及び、COR は、IEC のウェブサイトより無料でダウンロードできます]

(2) ATEX

改訂の有無	有効な指令
無	Directive 2014/34/EU (ATEX 指令)

※ATEX Guidelines 第4版(2022年11月)が発行されました

ATEX 整合規格 [2022年09月29日更新]

改訂の有無	整合規格	対応する IEC 規格
無	EN IEC 60079-0:2018	IEC 60079-0:2017
無	EN 60079-1:2014	IEC 60079-1:2014
無	EN ISO/IEC 80079-34:2011	ISO/IEC 80079-34:2011
無	EN ISO 80079-36:2016	ISO 80079-36:2016
無	EN ISO 80079-37:2016	ISO 80079-37:2016

※Amendment of 13 March 2023 to Implementing Decision (EU) 2022/1668 が発行されていますが上記の ATEX 整合規格には変更ありません

(3) 国内検定:厚生労働省通達の通知

検定基準関連:令和3年(2021)8月12日付で発出の基発0812による改訂に伴い、検定に使用可能な検定基準は以下のとおり

電気機械器具防爆構造規格(昭和44年、労働省告示第16号)

改訂の有無	検定基準
無	工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆 2006)(NIIS-TR-No.39)
無	工場電気設備防爆指針(粉じん防爆 1982)(RIIS-TR-82-1)
無	JIS C 60079-15 爆発性雰囲気で使用する電気機械器具—第15部:非点火爆発構造“n”
無	JIS C 60079-18 爆発性雰囲気で使用する電気機械器具—第18部:樹脂充填防爆構造“m”

Ex 2015

改訂の有無	検定基準	対応する IEC 規格
無	第 1 編 総則 JNIOOSH-TR-46-1:2015	IEC 60079-0:2011
無	第 2 編 耐圧防爆構造 "d" JNIOOSH-TR-46-2:2015	IEC 60079-1:2007
無	第 3 編 内圧防爆構造 "p" JNIOOSH-TR-46-3:2015	IEC 60079-2:2007
無	第 4 編 油入防爆構造 "o" JNIOOSH-TR-46-4:2015	IEC 60079-6:2007
無	第 5 編 安全増防爆構造 "e" JNIOOSH-TR-46-5:2015	IEC 60079-7:2006
無	第 6 編 本質安全防爆構造 "i" JNIOOSH-TR-46-6:2015	IEC 60079-11:2011
無	第 7 編 樹脂充填防爆構造 "m" JNIOOSH-TR-46-7:2015	IEC 60079-18:2009
無	第 8 編 非点火防爆構造 "n" JNIOOSH-TR-46-8:2015	IEC 60079-15:2010
無	第 9 編 容器による粉じん防爆構造 "t" JNIOOSH-TR-46-9:2015	IEC 60079-31:2008

(注) 第 10 編 特殊防爆構造は検定基準としては採用されていません。

Ex 2018

改訂の有無	検定基準	対応する IEC 規格
無	第 2 編 耐圧防爆構造 "d" JNIOOSH-TR-46-2:2018	IEC 60079-1:2014
無	第 3 編 内圧防爆構造 "p" JNIOOSH-TR-46-3:2018	IEC 60079-2:2014
無	第 4 編 油入防爆構造 "o" JNIOOSH-TR-46-4:2018	IEC 60079-6:2015
無	第 5 編 安全増防爆構造 "e" JNIOOSH-TR-46-5:2018	IEC 60079-7:2015+AMD1:2017
無	第 7 編 樹脂充填防爆構造 "m" JNIOOSH-TR-46-7:2018	IEC 60079-18:2014+AMD1:2017
無	第 9 編 容器による粉じん防爆構造 "t" JNIOOSH-TR-46-9:2018	IEC 60079-31:2013

Ex 2020

改訂の有無	検定基準	対応する IEC 規格
無	第 1 編 総則 JNIOOSH-TR-46-1:2020	IEC 60079-0:2017
無	第 8 編 非点火防爆構造 "n" JNIOOSH-TR-46-8:2020	IEC 60079-15:2017
無	第 11 編 光放射を用いる機器及び伝送システムの保護 "op" JNIOOSH-TR-46-11:2020	IEC 60079-28:2015

(4) その他

Ex component 製造者のみにより使用されることを意図した Ex component のマーキングについて

【質問】

IEC 規格の要求事項として Ex component のマーキングは常に必要でしょうか？

【回答】

いいえ。IEC 60079-0 の Ed.7 の sub-clause 29.10 は、全ての場合について Ex component に対するマーキングを要求しているわけではありません。

以下の両方の条件に該当する場合

- 1) 対象の Ex component は単独で販売されることを意図しておらず、Ex component 製造者が自社の Ex component 又は Ex equipment に組み込むことのみを目的としている。
- 2) Ex component と Ex equipment の製造場所が、同一の製造者の品質マネジメントシステム下にあること。
このような Ex component は、ISO/IEC 80079-34 の 8.5.2 b)に定義される「重要な部品」とであるとみなされるため、品質マネジメントシステムにおけるトレーサビリティが要求される。

Ex component 認証証のマーキング欄には次のように記載すること。

「この Ex component は個別に販売されるものではなく、Ex component 製造者が自社の Ex component 又は Ex equipment に組み込むためだけのものであるため、Ex marking は付されていません。」

マーキング欄には Ex component の防爆定格については含まれないため、この定格情報は Ex equipment の欄に記載すべきであること。

以上